『令和5年3月6日開催』

総務常任委員会委員長報告

【令和5年3月定例会】 (令和5年度関係議案) 委員長 青 山 聖 子 それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査 概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第1款「議会費」を議題といたしましたところ、質疑な く、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第2款「総務費」及び当該歳出に関係する歳入並びに第3条第3表「債務負担行為」及び第4条第4表「地方債」のうち当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、危機管理費にかかわり、防災行政無線の整備予定数について、企画費にかかわり、企業版ふるさと納税マッチング支援事業の具体的な内容について、文化推進費にかかわり、美術館建設に伴う展示ホールの概要について、アートギャラリー費にかかわり、指定管理者制度導入による効果について、歳入にかかわり、デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業について、歳入にかかわり、デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業について、自衛官募集事務の具体的な実施内容について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、同和対策事業は、人権問題として広く一般行政として取り扱う必要があること。国民保護事業は、本来、地方自治体が行うべきではないと考えること。歳入の自衛官募集事務委託金は、憲法上の疑義があることから、反対するとの意見。

また、新規事業の企業版ふるさと納税マッチング支援事業は、税収の市外流 出を補う初めの一歩として期待できること。文化推進費については、実施設計 において、建設会社が技術提供で参画する手法をとることにより、工期の短縮 など効率的な執行が見込まれること。アートギャラリー費については、指定管 理者制度の導入により、民間活力の活用の効果が読み取れることから、賛成す るとの意見。

さらに、美術館建設事業については、建築面積が決まっているにもかかわらず、建設費用が不透明であること。アートギャラリーについては、指定管理者制度を導入する財政面でのメリットが感じられず、市の直営でも問題なく運営されていることから、反対するとの意見。

また、本市では、平成28年3月定例会において、議員提案による川口市文 化芸術振興条例が可決され、着実に文化向上への道のりを歩んでおり、美術館 建設事業については、素晴らしい芸術に触れる機会を市民に提供するものであ ること。子どもたちに一流の芸術に触れてもらうという教育の側面からも、賛 成するとの意見。

またさらに、美術館建設事業について、市民会館に代わるような展示ホールを併設するのであれば一定の理解をするが、フレンディアと同じようなホールを作るということについては疑義があることから、反対するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、歳出の部、第11款「公債費」ないし第13款「予備費」及び歳入の部、第1款「市税」ないし第13款「交通安全対策特別交付金」並びに第18款「財産収入」ないし第22款「諸収入」及び第5条「一時借入金」並びに第6条「歳出予算の流用」を一括議題といたしましたところ、市たばこ税にかかわり、予算額の推移について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第21号「川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計予算」及び議 案第22号「川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計予算」の以上2議案を一 括議題といたしましたところ、両案にかかわり、定期駐車券の月額料金につい て等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第23号「川口市交通災害共済事業特別会計予算」を議題といた しましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第40号「包括外部監査契約の締結について」を議題といたしま したところ、契約の相手方の経歴について、質疑応答の後、採決の結果、起立 者全員で可決と決しました。

次に、議案第28号「川口市行政組織条例の一部を改正する条例」及び議案第31号「川口市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、両案にかかわり、美術館の社会教育施設としての政治的中立性の担保について、議案第31号にかかわり、他自治体における職務権限の特例に関する条例の整備状況について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、教育委員会が所管する文化に関する事務、組織について、市長事務部局に移管することは、国会でも議論されているように、教育行政の政治的中立性が崩されかねないこと。美術館は社会教育施設であり、教育内容への不当な介入や権限集中を防止するという目的で教育委員会の所管とされていることからも、一般行政から独立している必要があると考えることから、反対するとの意見。

また、文化に関することを市長事務部局へ移管した後も、引き続き教育委員会とのかかわりは途切れることはないこと。文化芸術に関する施策を教育行政の枠組みを超えて総合的に展開することで、事業の幅や自由度が広がること。市全体で、文化芸術の高揚に関する施策に取り組むことで、全ての市民に文化芸術教育と文化芸術活動の参加の機会が提供されると考えることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と

決しました。

次に、議案第29号「川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例及び川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第30号「川口市職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。